



# くまもと



2021  
3・4  
VOL.790

**facebook**  
をご覧ください

当協会ホームページに楽しい記事を掲載しています。ぜひご覧ください!!



## CONTENTS

- 日本年金機構  
算定基礎届及び賞与支払届に伴う変更のお知らせ P2
- 全国健康保険協会熊本支部  
事業主さま!「健康経営」は会社と従業員の元気を守ります! P3
- 一般財団法人熊本県社会保険協会  
社会保険事務講習会(4/7) P4  
3/20(土)美里町フットパスのご案内 P4  
「わたしと年金」エッセイ P5  
(パワースポットシリーズvol.7)～神龍八大龍王神社 P6  
健康に役立つ食情報～あさりとじゃがいもの酒蒸し～ P7  
保険料早見表(3月改定分) P8

## 熊本の水紀行 Vol.8 そうずがわすいげん 清水川水源 (菊池市)



(くまもと名水 100 選)

菊池市雪野地区にある水源

脇道に入るとすぐに野菜を洗っているお年寄りを目にする。聴けば、「もう少し上った先にある」と教えてもらう。水源では先客の女性 2 人が熱心に水をくまれていた。ひしゃくを借りてのどを潤してみると、優しく冷たく、そしてうまい。この地区の人たちは、この湧水を求めて移り住んできたという。地元で親しまれているのだろう、きれいに清掃されていた。

**一般財団法人熊本県社会保険協会**

〒862-0950 熊本中央区水前寺6-37-28 大銀ビル2F  
TEL.096-383-5600 FAX.096-383-5614

職場内で回覧しましょう。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



## 算定基礎届及び賞与支払届に伴う変更のお知らせ

令和3年4月1日から、下記の2点の変更があります。

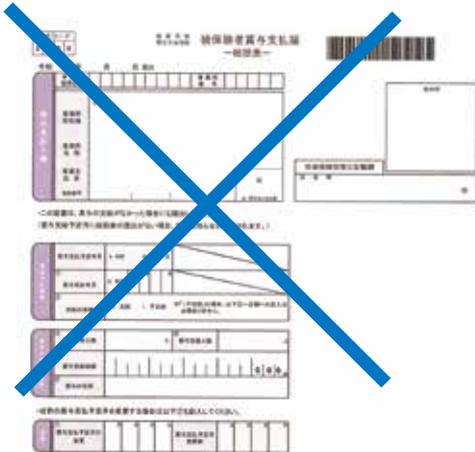
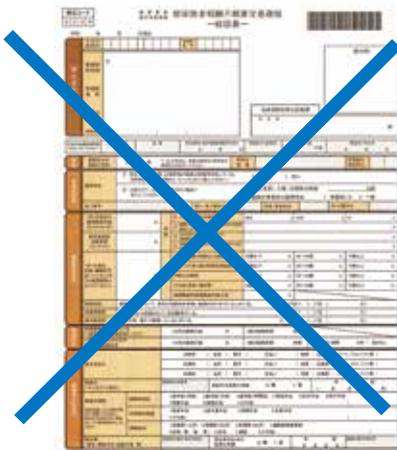
### ① 総括表が廃止されます

算定基礎届及び賞与支払届と一緒に提出いただいております**総括表を廃止**することになりました。  
(算定基礎届及び賞与支払届についてはこれまで通り提出が必要です。)

### ② 賞与不支給報告書が新設されます

登録された賞与支払予定月に賞与を支給しなかった場合に提出いただく「**賞与不支給報告書**」が新設されます。

#### 廃止される総括表



#### 新設される報告書

この報告書は、賞与支払予定月に賞与の支給がなかった場合に提出してください。

従前の賞与支払予定月を変更する場合は以下にも記入してください。

## 保険料の標準報酬月額の特例改定を再延長します

令和2年8月から12月までの延長措置を再延長し、**令和3年1月から令和3年3月までの間に**、新型コロナウイルス感染症の影響により**休業した方で、報酬が著しく下がった方**のうち、一定の条件に該当する場合は、保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

**※令和3年1月から3月までの急減月とするものは令和3年5月末日までに届出があったものが対象となりますのでご注意ください。**

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん  
加入者ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)  
03-6837-2913 (050 から始まる電話でおかけになる場合)  
受付時間: 月~金曜日: 午前8時30分~午後7時 第2土曜日: 午前9時30分~午後4時





事業主  
さま!

## 「健康経営」は会社と従業員の元気を守ります!

健康経営はNPO 法人健康経営研究会の登録商標です

「健康経営」とは従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、  
戦略的に実践することです

働き手不足と従業員の高齢化は、多くの事業主さまの共通の課題です。今いる従業員の皆さまが  
いつまでも健康で長く働き続けられる職場づくりが求められています。

「健康経営」は従業員の健康づくりを経営課題の一つと捉え進めることで、従業員が**元気にイキイキ**と  
仕事をすることができ、生産性の向上、組織の活性化が期待できます。

健康経営に  
事業所の声

従業員の健康意識が年々高くなり、  
職場の雰囲気も明るくなりました!

健康経営は就活生にも魅力。  
保護者にも安心してもらえます!

健康経営は事業主さまの決意表明からスタートします!  
「ヘルスター健康宣言」から始めましょう!



### STEP 1

(事業所さま)  
課題から取り組み項目を選択し、  
「ヘルスター健康宣言エントリーシート」を協会けんぽ熊本  
支部へ FAX



### STEP 2

協会けんぽから送られた「ヘル  
スター健康宣言証」を社内に  
掲げて、従業員へ決意表明

### STEP 3

実践できることから取り組みス  
タート!

熊本支部では  
約 1700 社が  
健康経営を  
実践中!

エントリーシートは

### 「健康経営」進め方に不安な事業所さま、ご安心ください

ヘルスター健康宣言をスタートした事業所さまには、健康経営実践のポイントと県内事業所の優良事例をまとめ  
た「ヘルスター健康宣言・実践事例集」をお送りします!  
実践できることから始めましょう!

## ホームページをリニューアルしました

協会けんぽ





## 社会保険事務講習会

社会保険制度の仕組みや事務手続き等について社会保険事務講習会を開催いたします。

**場所** 熊本県民交流館パレア9F 会議室1 **日時** 令和3年4月7日(水) 受付13:00～ **開始13:30～** 終了予定16:30

**【講話内容】** ①健康保険で受けられる給付 ②月額変更届、賞与、電子申請等について

※お申し込み方法にご注意願います。 ※当日は、マスク着用の外、新型コロナウイルス感染症防止の対策にご協力願います。

**主催** (一財)熊本県社会保険協会 TEL:096-383-5600

**講師** 日本年金機構職員、社会保険労務士

**参加費** **会員事業所様は無料** ※ただし、非会員の事業所様は、資料代等として3,000円のご負担をお願いします。

**申込方法** 一般財団法人熊本県社会保険協会ホームページ「講習会・セミナー」および下記FAXにてお申し込みください。  
<https://shaho-kumamoto.jp/seminar/>

**お申し込みお問合せ** 一般財団法人 **熊本県社会保険協会** 862-0950 熊本市中央区水前寺6-37-28 大銀東ビル2F  
TEL.096-383-5600 (メールアドレス) [info@shaho-kumamoto.jp](mailto:info@shaho-kumamoto.jp)

**受講決定者には開催月の1か月程度前に、返信メール、またはFAXにて「受付番号」をお送りいたします。**

社会保険事務講習会 参加申込書 (FAX番号:096-383-5614)

開催日	令和3年4月7日(水) 会場名(くまもと県民交流館パレア9F)		
事業所名	整理記号	※不明の場合、記入不要です。	
所在地	〒	電話番号	
フリガナ	(参加証送付先)	FAX番号	
参加者名			

※申込書に記載された情報は、この講習会のほか、新型コロナ感染症拡大防止を目的とした要請があった場合に、会場責任者へ参加者名簿を提出すること以外の目的には使用いたしません。

2021  
3/20  
(土)

(歩いて健康づくり) (参加賞:くまモンのタオル・温泉券)

## 美里町フットパスのご案内

美里町のハート型の影が見れる? 「恋人の聖地・二俣橋コース」を巡ります。おおむね6km程のコースに、魅力あふれる名所が詰まったのんびり歩くウォーキングです。

**開催日** 令和3年3月20日(土)午前9:30出発

**主催** 一般財団法人熊本県社会保険協会

**集合場所・時間** 佐俣の湯駐車場 午前9:00集合 (12時30分ゴール予定、弁当配付・解散)

**参加費用** **会員事業所の方及びその家族は無料** (その他の方は一人800円) **弁当あり** フットパス弁当 (地元の食材を使ったお弁当)

**締め切り** 令和3年3月17日(水) **定員40名** (定員になり次第締め切ります。)

**携行品** 飲み物、帽子、雨具(雨の場合)、その他歩きやすい服装、シューズ

**お問い合わせ先** (一財)熊本県社会保険協会 TEL:096-383-5600

**FAX:096-383-5614**



※悪天候による中止の場合は、前日15時までに当協会ホームページに掲載いたします。

**参加者にはFAXにて「参加証」をお送りいたしますので、当日参加証を持参ください。**

美里町フットパス参加申込書 (FAX用)

氏名 (代表者)	①会員とその家族 ②その他の方	歳	氏名	①会員とその家族 ②その他の方	歳
氏名	①会員とその家族 ②その他の方	歳	氏名	①会員とその家族 ②その他の方	歳
氏名	①会員とその家族 ②その他の方	歳	氏名	①会員とその家族 ②その他の方	歳

※①②いずれかに○を付してください。

代表者携帯番号 ( ) - ( ) - ( )  
参加証送付先FAX番号 ( ) - ( ) - ( )

代表者勤務先名称

勤務先住所 〒 -

※この申込書に記入いただいた個人情報は、本事業の運営以外には使用いたしません。 ※この健康づくり事業は、新型コロナウイルス感染状況などにより、急遽開催を見合わせていただく場合があります。

日本年金機構は、毎年11月を「ねんきん月間」とし、年金制度に対する理解を深めていただく取り組みとして、広く皆様から公的年金をテーマにしたエッセイを募集しています。

この度、受賞者の中から事業所の皆様の参考になるエッセイをご紹介しますので、ご一読ください。

## 「わたしと年金」エッセイ

**優秀賞** 千葉県 原田 真世 様 (40代 女性)

その日は突然来てしまった。

生後3ヶ月の息子を一人で育てなければならなくなった。どうしよう…。

大黒柱である主人が突然の事故で他界してしまった。悲しみを通り越し、恐怖でしかなかった。これから先の生活どうなってしまうんだろう。私一人で息子を育てられるだろうか?仕事探さないで…考えてもいなかった事態に不安と絶望しかない。

自身の身にずっしりと押し掛かった重い尊い息子の命。きっと主人は私に「ごめん!頼む!」と懇願しているに違いない。まるで、いきなり大荒れの大海原へ子供と二人放り出されたような現状。先の見えないこの恐ろしさは、経験した人間でないと絶対にわからないと思う。

そこへ「救世主」が現れた。主人の職場の総務の方からの1本の電話。

「奥さんとお子さんは遺族年金が受け取れます。」

義母は「遺族年金がもらえると思う。早く手続きをしてもらえるように私が会社に頼んであげるから。」と言ってくれた。主人は身を粉にして懸命に働き、しっかりと保険料を納めてくれていたので、妻である私と、息子は遺族年金として受け取れる権利があったのだ。

恥ずかしながら私は、今回の出来事でこの「救世主」である遺族年金の存在を初めて知ることになった。“地獄で仏にあった”とはまさにこのことだと思った。これから先、息子が18歳になるまで、遺族年金という救世主に助けをもらいながら、私も頑張ってる。なんとかなるかな、と希望を持った瞬間だった。

私の中で年金とは、老後に初めて受け取れるものという浅い知識しかなかった。今回のように、いざという時の生活を支える遺族年金としての仕組みがある。とてもありがたいものということを知った。年金ってすごい!素晴らしい!私も仕事を始め、給与から保険料を天引きしてもらっている。

人生は本当に何があるかわからない。私がもし病気やケガで働けなくなったら、「障害年金」として助け舟となってくれるだろう。自分だけでなく、他の誰かの助けになるかもしれない。そんな気持ちで、年金を身近に考えるようになった。

あの日から17年の月日が経った。年金が振り込まれるたびに、銀行のATMの前でお金が出てくるまでの数秒間、黙とうするのが私の決まりとなっている。手を合わせ、南無阿彌陀仏…と唱えながら主人の顔を思い浮かべる。隣の人がぼかんと私を見たこともあったが、私はそれだけ「天からの仕送り」である遺族年金に感謝してやまないのだ。

生後3か月だった息子も今は大学受験を目指す高校生に成長した。絶望の日から今まで、遺族年金のおかげで不自由な思いをさせずに済んだ。学校の体操服、教科書、食べ物、本人のやりたいことは人並みにさせてあげられたと思っている。

私はあえて息子に「お父さんが頑張ってくれた年金があるから生活できているんだよ。」と話してきた。「父親がいないのは寂しいけど、僕は今まで困ったことがない。」こう言ってくれた。報われた気がした。遺族年金が心の支えとしてあったからこそ、私も働いて頑張ろうと思え、実家の両親の協力なしでは仕事に専念できなかった。

祖父母っ子である息子は、おじいちゃんおばあちゃんを大切にすることを重んじる子に育ってくれた。ある日突然、大海原へ放り出された私たちに手を差し伸べ、引っ張り上げてくれた実家の両親の存在。そして年金と言う黄金の助け舟。私も息子も周りの人に助けられて生活してこられたのだとしみじみ思う。

息子ももうすぐ年金を納める年齢になる。今までは受給している立場だったが、それを当たり前だと思わず、自分が年金のおかげで大きくなれたことを忘れず、父親のように働いてしっかり年金を納めてほしい。自分のためでもあるが、家族や人をつなげて支える年金制度はとても大切な制度であることを改めて息子と話してみたいと思う。そして、保険料を払うことを語る友人がいたら、ぜひ自分の経験を話してみたい。自分の将来の家族を守るためでもある。

そして最後に。主人が生前、生活費として私に手渡してくれた最後の1枚の旧札の一万円札がある。それは今、息子の一生のお守りとなっている。今まで助けてくれた年金制度に恩返しをする気持ちで、これからは日本の年金を支えていってほしいと切に願う。





①神龍八大龍王神社

今回のパワースポットは、菊池市にある宇宙最高の神とされる①「神龍八大龍王神社」へ出かけてみました。

神龍八大龍王神社へ参拝するときには、「福蛇の袴（ふくへびのはかま）」というお守りをもっていくのがオススメという情報をもとに、神社へ向かう途中にある「きくち観光物産館」にて早速購入しました（②福蛇の袴）。物産館の公園では、清々しい青空と緑の芝生の中を幼稚園児が列をなして遠足をしていました。



②福蛇の袴

さて、お守りも持ったところで菊池市街から県道 133 号線を竜門ダムへ向かい、途中から左へ降りる道路へ入ります。

「神龍八大龍王神社 300 m直進」などと、2か所も看板が出ており、迷うことなく神社入口の鳥居まで来ることができました。



③鳥居の入口

降りていくと美しい④竹林の石段となっており、神秘的な雰囲気ので心が落ち着くのを感じます。

間もなく第二の鳥居が現れ、その先に小さな社殿が見えます。

先客の方たちが参拝されているだけと思っていたら、正装をした女性3人が神妙に念仏を唱えられています。



④竹林の石段

この神社自体はこじんまりしていますが、⑤宇宙最高の神を祀ってあるように、金運アップのほか、学業成就や開運招福、縁結びや病気平穏など、様々な幸運パワーは強大だそうです。

そのご利益を預かろうと、平日の朝の時間帯なのですが、次々と参拝者が下りてきます。



⑤龍神様の由来



⑥愛染明王

社殿の奥には⑥「愛染明王」とされた縁結びの神と、現生の苦悩や願望を叶えていただける「十一面観世音菩薩」も祀られています。



⑦夫婦杉

ここは、個人的に家族や親せきのことを思い、いいご縁があるようにと願をかけさせてもらいました。

社殿の裏にはご神木の⑦夫婦杉がそびえており、株元は同じで、きれいに二俣に枝分かれてして天に伸びています。

この幹に手を当てると心身の健康維持増進にご利益があり、さらには良縁にも恵まれるとのこと。ぜひ恩恵にあずかりたいものです。

社殿の下には川が流れており、「男龍」と呼ばれる淵が見えるとのこと。川のせせらぎの音も落ち着いた雰囲気演出しています。

参拝した後、⑧来た参道の石段を登っていくのですが、不思議とパワーをもらった気がして、見上げる竹林や青空も清々しく見えるほどです。

驚いたことに、駐車場に着くと、さっきまで1台しか止まらなかった場所に参拝目当ての車が5台も駐車しています。

それほど有名な場所なのでしょう、他県ナンバーもあります。

後日談ですが、ここに参拝した別の日、帰宅途中に雨に降られる日がありましたが、なぜかこの龍神様のパワーを念じている時だけ雨があがって助かったことがありました。「福蛇の袴」を手に入れた後、子供たちから癒しをもらったり、参拝後に不思議なことを経験したりなど、不思議な力を感じるパワースポットでした。



⑧帰りの石段



健康に  
役立つ  
食情報

Vol.7

(公社)熊本県栄養士会会員  
管理栄養士 松下みゆき さん



【あさりとじゃがいもの酒蒸し】

1人分の栄養価

エネルギー 114kcal・たんぱく質 5.2g・  
脂質 2.7g・炭水化物 14.6g・塩分相当量 1.4g

材料 (4人分)

あさり	400g (殻付き)
じゃがいも	300g
小ねぎ	10g
にんにく	10g (2かけ)
バター	大さじ1
赤トウガラシ	1本
酒	大さじ3

作り方

- ① あさらりはボウルに入れ、塩水を加えて漬けておき、砂出ししておく。
- ② じゃがいもは皮をむき、縦半分になり、5ミリの厚さの半月切りにし、水にさらす。
- ③ 小ねぎと赤トウガラシは小口切り、にんにくは皮をむき、薄切りにする。
- ④ 皿に②のじゃがいもを重ねないように並べ、ラップをかけ電子レンジで加熱する。  
(目安: 500Wで1分半程度、250Wで2分程度)
- ⑤ フライパンにバターを熱し、にんにくと赤トウガラシを加え、香りが出てきたら、あさり、じゃがいもを加えて軽く混ぜ、酒を回しかけて入れる。ふたをして1分程度蒸し煮する。
- ⑥ ふたを開け、あざりが開いていたら、小ねぎを加えて軽く混ぜる。



暮らしに役立つ食情報



あさりのうまみ成分「コハク酸」がしみ込んだじゃがいもが美味です。今回は、彩りに小ねぎを使用しましたが、ニラや豆苗、カイワレ大根に変えてもよいでしょう。また、バターをオリーブオイルに変えると塩分相当量を減らすことができ、減塩につながります。

【あさり】

あさらりは砂にもぐって呼吸し、その時にたくさんの砂と水を吸い込んでいます。採れたてのものは砂を吸い込んだままのものが多いので、調理する前に「砂抜き」をした方がよいでしょう。まず、貝どうしをこすりあわせて、よく洗います。次に、海水くらいの塩水(2カップの水に塩小さじ2程度)に漬けておきます。1時間ほど漬けると、吸い込まれる砂がないまま、一方的に砂を吐き出し、貝の中の砂は次第に減っていきます。常温(夏は冷蔵庫)で暗く、静かなところがよいので、新聞紙などをかぶせておくとよいでしょう。

※販売されているあさりでも「砂抜き」が不十分なものもありますので、美味しく食べるためには、調理前に一工夫しましょう。

【じゃがいも】

ころんとした丸い「男爵」は、加熱するとほくほくするので、粉ふきいも・マッシュポテトに向いており、やや細長い「メイウィーン」は、煮ずれしにくいいため、炒め物や煮物に向いています。どちらにも含まれる豊富なビタミンCは、加熱しても損なわれない優れたものです。



令和3年3月分(令和3年4月納入分)から健康保険料率が変わります。

※厚生年金保険料は変わりません。

保険料早見表  
(熊本県版)

健康保険料率：令和3年3月分～適用 厚生年金保険料率：令和2年9月分～(上限変更)  
介護保険料率：令和3年3月分～適用

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
					介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般の被保険者	
等級	月額	日額	円以上	円以下	10.29%		12.09%		18.30%	
					全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930		62,999	5,968.2	2,984.1	7,012.2	3,506.1	16,104.00	8,052.00
2	68,000	2,270	63,000	72,999	6,997.2	3,498.6	8,221.2	4,110.6		
3	78,000	2,600	73,000	82,999	8,026.2	4,013.1	9,430.2	4,715.1		
4 (1)	88,000	2,930	83,000	92,999	9,055.2	4,527.6	10,639.2	5,319.6		
5 (2)	98,000	3,270	93,000	100,999	10,084.2	5,042.1	11,848.2	5,924.1		
6 (3)	104,000	3,470	101,000	106,999	10,701.6	5,350.8	12,573.6	6,286.8		
7 (4)	110,000	3,670	107,000	113,999	11,319.0	5,659.5	13,299.0	6,649.5		
8 (5)	118,000	3,930	114,000	121,999	12,142.2	6,071.1	14,266.2	7,133.1		
9 (6)	126,000	4,200	122,000	129,999	12,965.4	6,482.7	15,233.4	7,616.7		
10 (7)	134,000	4,470	130,000	137,999	13,788.6	6,894.3	16,200.6	8,100.3		
11 (8)	142,000	4,730	138,000	145,999	14,611.8	7,305.9	17,167.8	8,583.9		
12 (9)	150,000	5,000	146,000	154,999	15,435.0	7,717.5	18,135.0	9,067.5		
13 (10)	160,000	5,330	155,000	164,999	16,464.0	8,232.0	19,344.0	9,672.0		
14 (11)	170,000	5,670	165,000	174,999	17,493.0	8,746.5	20,553.0	10,276.5		
15 (12)	180,000	6,000	175,000	184,999	18,522.0	9,261.0	21,762.0	10,881.0		
16 (13)	190,000	6,330	185,000	194,999	19,551.0	9,775.5	22,971.0	11,485.5		
17 (14)	200,000	6,670	195,000	209,999	20,580.0	10,290.0	24,180.0	12,090.0		
18 (15)	220,000	7,330	210,000	229,999	22,638.0	11,319.0	26,598.0	13,299.0		
19 (16)	240,000	8,000	230,000	249,999	24,696.0	12,348.0	29,016.0	14,508.0		
20 (17)	260,000	8,670	250,000	269,999	26,754.0	13,377.0	31,434.0	15,717.0		
21 (18)	280,000	9,330	270,000	289,999	28,812.0	14,406.0	33,852.0	16,926.0		
22 (19)	300,000	10,000	290,000	309,999	30,870.0	15,435.0	36,270.0	18,135.0		
23 (20)	320,000	10,670	310,000	329,999	32,928.0	16,464.0	38,688.0	19,344.0		
24 (21)	340,000	11,330	330,000	349,999	34,986.0	17,493.0	41,106.0	20,553.0		
25 (22)	360,000	12,000	350,000	369,999	37,044.0	18,522.0	43,524.0	21,762.0		
26 (23)	380,000	12,670	370,000	394,999	39,102.0	19,551.0	45,942.0	22,971.0		
27 (24)	410,000	13,670	395,000	424,999	42,189.0	21,094.5	49,569.0	24,784.5		
28 (25)	440,000	14,670	425,000	454,999	45,276.0	22,638.0	53,196.0	26,598.0		
29 (26)	470,000	15,670	455,000	484,999	48,363.0	24,181.5	56,823.0	28,411.5		
30 (27)	500,000	16,670	485,000	514,999	51,450.0	25,725.0	60,450.0	30,225.0		
31 (28)	530,000	17,670	515,000	544,999	54,537.0	27,268.5	64,077.0	32,038.5		
32 (29)	560,000	18,670	545,000	574,999	57,624.0	28,812.0	67,704.0	33,852.0		
33 (30)	590,000	19,670	575,000	604,999	60,711.0	30,355.5	71,331.0	35,665.5		
34 (31)	620,000	20,670	605,000	634,999	63,798.0	31,899.0	74,958.0	37,479.0		
35 (32)	650,000	21,670	635,000	664,999	66,885.0	33,442.5	78,585.0	39,292.5		
36	680,000	22,670	665,000	694,999	69,972.0	34,986.0	82,212.0	41,106.0		
37	710,000	23,670	695,000	729,999	73,059.0	36,529.5	85,839.0	42,919.5		
38	750,000	25,000	730,000	769,999	77,175.0	38,587.5	90,675.0	45,337.5		
39	790,000	26,330	770,000	809,999	81,291.0	40,645.5	95,511.0	47,755.5		
40	830,000	27,670	810,000	854,999	85,407.0	42,703.5	100,347.0	50,173.5		
41	880,000	29,330	855,000	904,999	90,552.0	45,276.0	106,392.0	53,196.0		
42	930,000	31,000	905,000	954,999	95,697.0	47,848.5	112,437.0	56,218.5		
43	980,000	32,670	955,000	1,004,999	100,842.0	50,421.0	118,482.0	59,241.0		
44	1,030,000	34,330	1,005,000	1,054,999	105,987.0	52,993.5	124,527.0	62,263.5		
45	1,090,000	36,330	1,055,000	1,114,999	112,161.0	56,080.5	131,781.0	65,890.5		
46	1,150,000	38,330	1,115,000	1,174,999	118,335.0	59,167.5	139,035.0	69,517.5		
47	1,210,000	40,330	1,175,000	1,234,999	124,509.0	62,254.5	146,289.0	73,144.5		
48	1,270,000	42,330	1,235,000	1,294,999	130,683.0	65,341.5	153,543.0	76,771.5		
49	1,330,000	44,330	1,295,000	1,354,999	136,857.0	68,428.5	160,797.0	80,398.5		
50	1,390,000	46,330	1,355,000		143,031.0	71,515.5	168,051.0	84,025.5		
									118,950.00	59,475.00

- ◆介護保険第2号被保険者、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.29%)に介護保険料率(1.80%)が加わります。
- ◆等級欄の( )内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- ◆令和3年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合には切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。